

第三者評価結果

事業所名：なかワークトレーニングハウス

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用開始前に実施している体験実習は、日数の設定を利用者の希望で行っており、日々振り返り面談をして利用者の状況確認、意向を把握しています。利用者は個別支援計画書の「具体的な到達目標」を「日常生活」「対人関係」「行動態度」「作業」に分けて自分で決定できるよう支援しています。意思の表出や自己決定ができるように日々職員は利用者と一緒に作業をしながら、細やかな支援をしています。1日の作業の終わりには、利用者一人ひとりの様子を職員間で共有し、活動の記録（サマリー）をしています。運営調整会議では思い込みや決めつけが生じないように、職員同士の活発な意見交換に時間をかけています。職員はチーム支援（職員同士の支援）、ナチュラルサポート（障害者の就労支援において、職場の上司や同僚などが障害のある従業員をサポートすること）を支援の基本とし、利用者の最大の利益、利用者の味方であることを確認しています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	c
<p><コメント> 権利擁護は、対人援助の基本姿勢としてマニュアルがあることだけで満足せず、内部研修でも取り上げ職員の周知を図っています。年2回全職員参加の内部研修を行い、日頃の行動を確認する機会としています。他施設での虐待等の事案があった際には、管理者が朝礼、夕礼等で取り上げて注意喚起をしています。利用者や家族に対しては、意見や苦情の申し立て窓口等を「重要事項説明書」に明記して説明を行い、分かり易い文章にして掲示しています。話すことが苦手な利用者のためには、「聞きたいな」BOXを作業室に設置しています。虐待防止等の取組は、虐待等の権利侵害を防止することのみならず、発生時の迅速かつ適切な対応について、体制、手続きや方法等を具体化し、全ての職員が理解しておくことが期待されます。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	b
<p><コメント> 利用者が日々の生活支援により自律・自立した生活を実現するため、利用者一人ひとりの望む未来を理解したいと考えていますが、確信が得られずもどかしい場面もあります。利用者の理解力やコミュニケーション力、社会生活力は個別なものであるため、見守りや受容を原則として、利用者と一緒に十分な話し合いを持ちたいと考えています。そのための新しい知識や情報は、相談支援事業所、区のケースワーカー、卒業した学校の先生等関係機関との連携により入手し、必要に応じて情報提供しています。保護者との連携は必須で、必要に応じて日常的に電話や書面で連絡しています。相談支援事業所等とはモニタリング期だけでなく必要に応じて連絡を取り合っています。「諦めない」「焦らない」が職員の心得だと考えています。利用者個別の特性もあり、自律・自立への動機づけが今後の課題と考えています。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用者の心身の状況に応じてさまざまな機会や方法でコミュニケーションを図っていますが、全職員は利用者から話し易い、相談し易い職員でありたいと考えています。その手段はその時、その利用者によって異なって当然だと考えられますが、利用者から「話したい」という意思表示があった場合は、利用者が望む形で話を聞く環境を作っています。意思表示が困難な利用者に対しては、朝の挨拶をはじめ、作業時の様子等から、何気ない声掛けを行ったり、表情や反応によってコミュニケーションの個別的配慮に取り組んでいます。利用者のコミュニケーションスキル向上への支援は、時、場所、場面に応じた話し方をしてみたり、ステップを明確にして見本をやってみたり、もっと良くするためにはどうしたらよいか常に一緒に考えています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 「利用のしおり」の中で「相談」を大切なこととし、「心配なこと、わからないこと、モヤモヤしてること、イライラすることなどがあつたら、遠慮なく職員に話しましょう」と明記しています。誰に話す、どのように話す等の方法は機会を作って伝えています。利用者からの相談に対しては、時間と場所を考慮して安心して話せるようにしています。職員からの声かけも利用者に応じて行い、説明はゆっくり丁寧に理解を確認しながら行っています。意思決定に要する時間は内容によっても異なるため、焦らせず、何度でも相談の時間を取る等工夫しています。相談内容についてはサービス管理責任者に報告し、関係する職員と情報共有しています。工賃支給は個別に行ない、何でも話せるコミュニケーションの場としています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 就労継続支援B型事業として作業プログラムは多種多様な経験ができるよう作業種の獲得に務めています。民営化後に広がった作業種がいくつかありますが、次年度以降も更に拡大していく計画もあります。作業の進め方も工程分析を行い、利用者が参加し易くなるように工夫しています。余暇活動の状況把握は利用者や保護者から行い、情報交換会にて情報共有と情報提供を行っています。一般就労を希望する利用者には、個別支援計画において取り組むべき課題を明記し、それに基づく支援を行っています。施設を職場としている利用者には、工賃向上や社会生活スキルを学ぶ場として支援を行っています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 障害の状況に応じた適切な支援と支援の質の向上を図るため、有資格職員から、また経験豊富な職員から、専門知識や支援技術の伝達を行っています。職員によって支援に差が生じることはあってはならないのでスーパービジョン（管理者から指導・教育をしてもらう）も行っています。外部研修は希望と年間計画に基づいて参加し、運営調整会議での報告と報告書の回覧で情報共有しています。利用者の不適応行動等には利用者全員の心身の安全を最優先として対応しています。個別的な配慮を必要とする利用者に対しては、作業室やパーソナルスペース（他人が近づいてくると不快に感じる空間や心理的距離）、作業種などを考慮しています。次年度は職員のスキル向上等のために、他施設での実習を計画しています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。</p>	<p>c</p>
<p><コメント> 就労支援事業所であること、日常生活においての動作は自立が要件であることなどから、基本的に食事や排泄・入浴等についての支援はありません。食事の提供はありませんが、食堂で利用者と職員と一緒に摂るため、食べるスピードや飲水の状況を確認したり、健康面についても様子を観察したり、利用者の心身の状況を確認する等、コミュニケーションを多くとれるよう配慮しています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 利用者の生活の場は利用者にとって快適でくつろいで過ごせる環境が必要です。日常的には職員と利用者は「職場の2S（整理・整頓）」「一に清掃」を実践し、作業の基本動作の重要性を繰り返し確認することで安心・安全を確保しています。作業室、食堂、談話室、トイレ等は清潔であり、適温と明るい雰囲気は保たれています。利用者が使用する設備や備品等は安全で快適に使用できるように点検しています。静養室を別途用意し、利用者が必要になった時には休息でき、また一時的な個別の支援場所としても利用しています。利用者の可能性を広げるために、さまざまな作業種を取り入れていく予定です。そのため、安全第一に、専有面積の広さを活かした環境整備とIT化を日々すすめています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<コメント>	
利用者の自律・自立生活と社会参加を通じた自己実現を図るため、機能訓練・生活訓練を行っています。利用者は就労時に活かせる体力やコミュニケーション能力をつけるため、日々の作業を基本的には立位にて実施するように支援しています。時々作業室1・2を変更するなど、多くの利用者や職員と協力し合い作業を行えるように工夫しています。年2回、個人支援計画書を個別に作成し、これに基づいた支援をしています。地域のケースワーカーや相談支援事業所職員による定期的なモニタリングを実施し、利用者の心身の状況や意向等に応じて検討・見直しを行っています。また、月1回程度、外部の相談員が来所して利用者の相談等に乗っています。関係職種の適切な連携のもとに機能訓練・生活訓練が実施されています。	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<コメント>	
利用者が健康に安心して生活を送るため、日常的な健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応を適切に行っています。利用者の検温を毎日行っています。昼食は食堂で職員も一緒に食べており、食事を食べるスピードなど様子を観察しています。また、太り気味になった利用者には様子を聞いて、職員で情報共有し、身体を動かすように勧めています。施設には静養室内にベッドがあり、休息できる設備があります。利用開始時に、「重要事項説明書」に協力医療機関を明記して説明しています。また、利用開始時に利用者の健康状態把握のため「健康診断問診書」を提出してもらっています。アレルギーの有無、持病、かかりつけ医等が記載してあります。体調変化時は、緊急連絡先（保護者）に連絡後、かかりつけ医に連絡すること、緊急性がある場合には救急車を要請することを伝えて同意を得ています。	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<コメント>	
非該当	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<コメント>	
利用者を地域社会の一員として尊重し、社会参加や学習のための支援を行っています。地域の情報紙の掲示やイベントを案内し、主体的に参加できるように工夫しています。就労支援センターと連携し、勉強会の案内を行ったり、相談支援事業所と連携し、余暇活動の充実への取組も試みています。事業所内の勉強会は、不定期ではありますがSST（社会生活技能訓練）を行ったり、警察署の協力を得て、利用者の「こんな時どうしたらいい?」「これって犯罪?」に対応する講座を開催しました。また、利用者の希望により、作業の効率、正確性向上のための勉強会を行った実績があります。	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b
<コメント>	
利用者の生活や住まいへの希望と意向を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるように支援しています。利用者の希望と保護者の希望が一致しない場合もありますが、行政や関係機関と連携し、利用者の最大の利益を模索しています。そのためには常に最新の情報が必須であり、発信すれば答えてくれる人間関係・関係機関との連携を進めています。日常生活に必要な衣食住に関することは、利用者との何気ない会話の中や持ち物とその管理、衛生状態等から入手することが多く、簡単で分かり易い方法等を具体的に伝えることで好奇心に繋がられるように支援しています。	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> コロナ禍で、時間短縮開所の延長、検温、昼食時の黙食の徹底、来館者の制限、所外レクリエーションの中止等、利用者や職員の安全を最優先してきています。隔月で、保護者、相談員、管理者等による情報交換会を開き、作業室の見学や施設からの報告、利用者の様子の報告等を行い、参加できなかった方や家族等にも議事録を渡しています。コロナの影響で三者面談は思うように実施できていませんが、必要に応じて保護者に電話等から報告や家庭での状況を確認しています。3~4月頃に1時間程度の三者面談を予定しています。休日や長期休暇時、管理者が施設の携帯電話を所持していることを周知し、いつでも連絡できるようにしています。体調不良への対応は、利用開始時に説明し、同意を得ています。家族へ支援が必要な場合は、関係機関と連携して対応しています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 評価外	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント> 利用者一人ひとりの働く力や可能性を引き出し、利用者の希望や障害に応じた支援を行っています。現在利用者の多くは、機会があったら一般就労をしたいと希望しています。中福祉授産所からの流れもあり、働くための体力向上に向けた立位による作業、労働対価としての工賃の意味から工賃出来高制を継承しています。作業中のコミュニケーションは丁寧語を基本とし、挨拶や返事、「報連相」を日常的に実践しています。必要に応じて治具を提供したり、スピードや正確性、効率、疲労し難い方法等を個別に助言しています。アセスメントに基づき、適応しそうな求人情報があった場合は速やかに利用者に資料を提供し、「ご家族と相談してみたらどうですか」と伝えしています。今後も利用者・家族の希望に添うように協力していく計画としています。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント> 利用者が工賃を得る機会が平等となるようにと考え、原則的には誰もが全ての作業に携われるよう配慮していますが、困難な場合はきちんと説明をして同意を得てから別作業を行ってもらう等の配慮をしています。また、支援者の説明不足から発生するミスを防ぐため、視覚的で分かり易いマニュアルを用意しています。新規作業は職員間で工程分析を行い、手順を確認しています。1日の作業スケジュールは作業室毎に行い、利用者の不明点がないように確認し易いよう配慮をしています。日常的なアセスメントから作業種を広げられるよう企業等へアプローチしたり、他施設等からの情報を基に適切な見積を提示したりして工賃向上への取組を行っています。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	b
<コメント> 就労支援センターやハローワーク等との定期的な連携は行っていませんが、就労移行支援事業に従事していた職員がいるためネットワークはもっています。計画相談事業所や当事者から離職後の利用相談もあります。コロナ禍であったため民営化後の就職者はいませんが、就職することを目標とせず定着のためのノウハウを蓄積しています。法人内では定着支援事業もっており、利用者から希望があれば繋げる準備もしています。仕事の機会の拡大は徐々に行っており、新規作業の拡大に努めています。地域の企業等との関係性の構築を今後の課題と考えています。	